

令和7年度 領事手数料表

		種 別	単位メティカル
旅券関係	10年有効旅券の新規発給	一般	6,940
	5年有効旅券の新規発給	一般	4,810
		12歳未満の申請	2,680
	一般旅券の渡航先追加		680
	渡航書の発給		1,060
	※新手数料は4月1日申請時より適用されるため、例えば3月29日に申請し、4月2日交付する場合、3月29日現在の旧手数料（令和6年度の手数料）となります。 ※旅券を申請したが、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が以下のとおり通常より高くなります。 10年旅券：9,490MZN 5年旅券：7,360MZN 5年旅券（12歳未満）：5,230MZN ※旅券の査証欄に余白がなくなった場合でも増補はできません。（1）有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは、（2）切替申請として新たな旅券（5年又は10年の有効期間）のいずれかの発給申請をしていただくこととなります。 残存有効期間同一旅券：2,680MZN 発行後6ヶ月以内に受領しない場合、手数料が通常より高くなります 残存有効期間同一旅券：5,230MZN		
	【オンライン申請】※旅券のみ。証明業務及び査証業務手数料は窓口申請と同額		
	10年有効旅券		6,770
	5年有効旅券		4,640
	5年有効旅券（12歳未満）		2,510
帰国のための渡航書		1,060	
証明関係	遺産の保護管理		遺産の額の2/100
	遺言の公証		2,430
	国籍証明		1,870
	在留証明		510
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		510
	職業証明		850
	翻訳証明		1,870
	署名又は印章の証明	イ.官公署に係るもの	1,910
		ロ.その他のもの	720
	遺骨証明		1,060
	原産地証明		1,870
	日本品の外国輸入証明		1,620
	船内遺留品目録証明		380
	航行報告証明		550
第8号から前号までに掲げるもの以外の証明		890	
査証関係	一般入国査証	一般	1,280
		インド人	350
	数次入国査証	一般	2,550
		インド人	350
	通過査証	一般	300
		インド人	30
	再入国の許可の有効期間の延長		1,280
難民旅行証明書の有効期間の延長		1,060	